

九州大学西新プラザ使用細則

平成16年度九大細則第8号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和3年3月30日
(令和2年度九大細則第28号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学西新プラザ規則（平成16年度九大規則第68号。以下「規則」という。）第9条及び第14条の規定に基づき、西新プラザ（以下「プラザ」という。）の使用等について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 プラザの使用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条に規定する管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）が特に必要と認めた場合には、使用時間の延長を許可することができる。

(休業日)

第3条 プラザの休業日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合には、使用を許可することができる。

(使用時間及び休業日の変更)

第4条 管理運営責任者が特に必要があると認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用手続)

第5条 規則第5条第1項の規定により次の各号に掲げる施設の使用許可を受けようとする者は、使用開始予定日の15日前までに、所定の使用願を研究・産学官連携推進部研究企画課に提出しなければならない。

- (1) 大会議室
- (2) 中会議室
- (3) 小会議室
- (4) 多目的室
- (5) 和室
- (6) 宿泊室
- (7) オフィス
- (8) 展示コーナー
- (9) 産学交流室
- (10) 資料室

(長期使用の制限)

第6条 プラザの施設のうち、前条第7号、第9号及び第10号の施設については、使用を希望する期間が年度を超える場合は、年度毎に前条の使用願を提出しなければならない。

2 プラザの施設のうち、前条第6号の施設については連続して60泊、同条第7号、第9号及び第10号の施設については連続して36月を使用の上限とし、当該期間を超える期間の使用は許可しない。

3 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、使用期間の延長を許可することができる。

(使用許可書の交付)

第7条 管理運営責任者がプラザの施設の使用を許可したときは、所定の使用許可書を交付するものとする。

(使用心得)

第8条 プラザの使用心得は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大細則第31号）

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第3号）

この細則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第5号）

この細則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大細則第8号）

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大細則第18号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第17号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第10号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第28号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。